

備前市告示第41号

備前焼製作技術継承者育成支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市の貴重な文化財である備前焼に係る製作技術の保存及び継承に資するため、備前焼製作技術を有する作家がその技術の継承者を育成する場合において、当該継承に要する費用に対し、備前焼製作技術継承者育成支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その交付に関し備前市補助金等交付規則(平成17年備前市規則第58号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 伝統工芸美術品製作技術保持者 次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 国、岡山県又は市から備前焼の製作技術保持者として無形文化財に指定された者
- イ 備前焼政策分野で顕著な賞歴等を有する者
- ウ 前2号に掲げる者に準じる者であって、市長が認めたもの

(2) 現場実習者 次のいずれにも該当する者をいう。

- ア 義務教育を修了(卒業予定者を含む。)した者で市内に住所を有する個人
 - イ 市税の滞納がない者
 - ウ 備前市暴力団排除条例(平成23年備前市条例第31号)第2条第4号に規定する暴力団関係者でない者
 - エ 伝統工芸美術品製作技術保持者の下で備前焼製作技術の修得を希望し、1日に3時間以上かつ1か月に10日以上技術指導を受ける者
 - オ 将来、原則として3年以上市内に居住し、備前焼製作に従事する意思のある者
- (補助対象経費等)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、現場実習者が伝統工芸美術品製作技術保持者の下で備前焼製作技術を修得する事業とし、補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に係る経費のうち、当該年度において支出した次の各号に掲げる経費の合計額とする。ただし、当該現場実習者が補助対象事業を開始した日から起算して3年を経過する日までの経費に限る。

- (1) 現場実習者が負担する市内住宅の賃貸料
- (2) 備前焼製作技術の継承のための実習に直接必要となる材料費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 光熱水費、共益費、敷金、礼金及び仲介手数料

(2) その他市長が適当でないとした経費

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、現場実習者1人につき1年当たり200万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金を受けようとする年度ごとに、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行うに当たり、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

(権利譲渡の禁止)

第7条 前条第1項の規定による交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(変更等の申請)

第8条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定める変更及び中止承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付決定を受けた申請内容から補助対象事業の内容に変更が生じたとき。

(2) 補助対象事業を中止したとき。

(変更及び中止承認通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請を承認したときは、別に定める変更及び中止承認通知書により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認をする場合において、補助金の額に変更が生じるときは、第6条の規定にかかわらず、交付決定した額の範囲内において承認するものとする。

3 前条及び前2項の規定にかかわらず、補助対象事業の完了時において、補助金の額に軽微な変更(増額は除く。)が生じた場合には、第11条の実績報告及び第12条第1項の確定通知により、前条の変更申請並びに前2項の承認及び通知をしたものとみなす。

(補助金の概算払)

第10条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、必要と認めるときは、補助金の交付決定額のうち、2分の1を超えない範囲において概算払することができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする交付決定者は、別に定める概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了した日後15日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、別に定める実績報告書により市長に報告しなければならない。

(確定通知)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、別に定める確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行うに当たり、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、別に定める請求書により市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第15条 市長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、及び既に交付した補助金について期限を定めてその返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、別に定める通知書により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命じるときは、別に定める通知書によるものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。